

著作権侵害サイト対策としてのブロッキング要請に関する意見書

平成30年4月12日

公社法人全国消費生活相談員協会

理事長 増田悦子

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101号

TEL : 03-5614-0543 FAX : 03-5614-0743

インターネット上の海賊版サイトの問題について、政府がインターネットサービスプロバイダ（ISP）に対して、海賊版サイトへのアクセスを遮断する「ブロッキング」を要請する検討をしていることが報じられています。しかし、すべての国民の基本的な権利に関わる「ブロッキングの要請」について、広く国民に知らされておらず、このまま決定してしまうことは、国民の意見をないがしろにすることであり、大変に遺憾です。

以下意見を述べます。

本協会でも漫画等の海賊版が大量にアップロードされていることは、著作権上対策が必要と認識しております。しかし、現在提案されている著作権侵害サイト対策としてのブロッキング要請については、反対いたします。

（理由）

ブロッキングは、権利侵害行為と一切関わりのない人を含めて、すべての利用者の通信の宛先を監視したうえで、一部のアクセスを遮断するものです。

これは国民の憲法上の権利でもある「通信の秘密」を侵害することが懸念されます。また、ISPがブロッキングを行うことは、原則として電気通信事業法に違反することとなります。

政府は海賊版サイトのブロッキングを刑法上の「一時的な緊急避難」と位置づけて実施を要請するとされていますが、同じように緊急避難的にブロッキングが行われている児童ポルノは、児童の著しい人権侵害の問題であり、同等とは考え難いものです。

違法な情報流通に対しては、削除や発信者の検挙など、違法行為を行う者への対応を迅速に行うべきです。通信の秘密を侵害する懸念のある対策について、国会等において公に議論されることなく早急に決定するべきではないと考えます。

また報道では、いくつかのサイトを政府が指定してブロッキングを要請するとされていますが、政府（行政権）がブロッキングの対象を決める行為は、憲法で禁止される検閲にあたる恐れがあります。

以 上